

特別委員会の設置について

1. 特別委員会の名称

石垣市新庁舎建設に関する調査特別委員会

2. 特別委員会の任務

本特別委員会は、本市の新庁舎建設について調査検討し、その結果を議会に報告する。

3. 調査権限

本議会は、上記2. に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 期間

審査終了まで。

なお、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も審査することとする。

5. 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は8人とする。